

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく
兵庫教育大学行動計画

【計画期間】 令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

【内容】

事項1 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

目標：計画期間中、1つ上位の職階へ女性の教職員を3人以上昇任させる。

〈対策・実施時期〉 令和6年4月以降

1. 女性教職員の支援体制について、Webページで周知する。
2. 意欲と能力のある女性教職員の積極的発掘のための方策を実施する。

事項2 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備（妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者を含む）

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律／次世代育成支援対策推進法】

目標：計画期間中、育児休業の取得状況を次の水準以上とする。

男性教職員：10%以上／女性教職員：90%以上

〈対策・実施時期〉 令和6年4月以降

1. 出産・育児支援制度について、Webページで周知する。
2. 毎年度、男女別の育児休業取得状況を確認し、Webページ上に公表する。

事項3 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

【次世代育成支援対策推進法】

目標：時間外労働を削減するため設定した「ノー残業デー」の周知徹底を図る。

〈対策・実施時期〉 令和6年4月以降

1. 1週間に1回実施している「ノー残業デー」の周知徹底を図る。
2. 時間外労働を削減するため、業務の優先付けや業務分担の見直しを行う。